

# 事務所通信

アークグロー・パートナーズ税理士法人



## ❁ 今月のお知らせ ❁

- ・年末調整の時期が近づいてまいりました。今年度も年末調整に必要な資料の配賦を開始しております。11月中の早期回収にご協力の程よろしくお願いたします。
- ・小規模企業共済、現金振込分の期日が迫っています。R6 年度に小規模企業共済等掛金控除を受けるには、年内の最終営業日までに中小機構に着金が必要ですので、お早めに手続きが必要です。加入希望の方は担当者にご相談ください。
- ・小規模企業共済の掛金控除証明書が 11 月中旬から下旬で発送されます。確定申告時に必要な書類ですので、保管をよろしくお願いたします。

## ❁ 事業承継(相続対策)のご案内 ❁

当事務所では、各チームにわかれて様々な取り組みを行っております。今月号では「資産税チーム」より、「事業承継(相続対策)」についてご案内をさせていただきます。

相続税には「3,000 万円＋法定相続人×600 万円」までの基礎控除があります。そのため、法定相続人の数に応じて控除額は変わりますが、お持ちの資産が基礎控除を超える場合には、相続税が発生し相続税申告が必要になります。

相続税は公平に課税される必要があるため、国税庁が財産評価基本通達という評価方法を定めています。この財産評価基本通達に基づいてお持ちの資産を評価します。

資産には、現金、預貯金、土地、家屋、宝石、有価証券などがあります。土地や有価証券については、評価により想定以上の金額になるケースがあるため、非常に注意が必要です。

納付年月日	掛金控除額(円)
令和5年12月31日	120,000
令和6年1月31日	120,000
令和6年2月28日	120,000
令和6年3月31日	120,000
令和6年4月30日	120,000
令和6年5月31日	120,000
令和6年6月30日	120,000
令和6年7月31日	120,000
令和6年8月31日	120,000
令和6年9月30日	120,000
令和6年10月31日	120,000
令和6年11月30日	120,000
令和6年12月31日	120,000
合計	1,440,000

事前に資産額を把握し、相続対策を行うことで、相続が発生したときに慌てる必要がありません。相続対策には3つの視点が必要です。

- ① 納税資金対策・・・相続税を納付する資金の準備をする。
- ② 節税対策・・・生前贈与や不動産取得など資産価額を減少させる。
- ③ 遺産分割対策・・・相続が発生した時に争わず遺産を分けることが出来るように準備する。

全く何も対策をしないまま相続が開始してしまう場合と、しっかり対策を行った場合とでは、納付する税額に大きな差が出ます。▼例をあげると一目瞭然です。

例) 総資産：現金 3,000 万円 + 自宅 3,000 万円 + 有価証券 500 万円  
法定相続人：子 2 人(基礎控除額 4,200 万円)  
※生命保険未加入の場合

#### ①相続対策を6年間(相続時精算課税を利用して暦年贈与10年)行った場合

生命保険加入 1,000 万円(非課税枠の範囲)  
贈与(110 万円×2名)×6年間=総額贈与額 1,320 万円 ※贈与税 0 円  
相続時総資産 6,500 万円-1,320 万円-1,000 万円=4,180 万円  
相続税課税金額：相続時総資産 4,180 万円-基礎控除額 4,200 万円

★総資産より控除額が上回るため、申告不要となります。

#### ②相続対策を行わなかった場合

相続税課税金額：相続時総資産 6,500 万円-基礎控除額 4,200 万円=2,300 万円

★相続税 244 万円

相続財産の全てに課税されるわけではなく、相続後の相続人の生活を考慮した様々な減額制度があります。ご興味のある方は、お気軽に担当者までお伝えください。

HP



Face Book



Instagram



ARCGROWPARTNERS



#### ◇申告書の提出期限

提出月	11月	12月	1月
確定申告	9月決算	10月決算	11月決算
予定申告(年1回)	3月決算	4月決算	5月決算
消費税(年3回)	12月、3月、6月	1月、4月、7月	2月、5月、8月



アークグロー・パートナーズ  
税理士法人

Arc Grow Partners Tax Accountant Corporation

アークグロー・パートナーズ税理士法人

【本社】〒524-0042

滋賀県守山市焔魔堂町 121 番 1

TEL 077-598-0473 FAX 077-598-0474